

日本安全教育学会誌投稿規程

1. 投稿者（著者、連名者を含む）は、本学会の個人会員であり、入会年度から当該年度までの年度会員費が納入済みでなければならない
2. 投稿規程を満たさない原稿は、受け付けないことがある。
3. 本誌に掲載する投稿原稿の種類は、総説、原著、短報、論説、報告、資料、学会紹介、その他の区分とし、内容は次の通りとする。
 - （1）総説...安全教育に関する研究の総括、文献解題。原則として編集委員会から依頼するものとする
 - （2）原著...安全教育に関して、新たに構築された理論、開発した手法、発見した事実等に関する論文
 - （3）短報...原著に準じた論文を早期に短く報告するもの
 - （4）論説...安全教育に関する動向（理論の構築、展望、提言）等
 - （5）報告...安全教育に関する実践報告、ケースレポート、フィールドレポート
 - （6）資料...研究機関・行政機関・団体等により公表された安全教育に関する統計・研究・調査等に関する概要
 - （7）学会紹介...国内外で開催される（または開催された）安全教育に関する学会・国際会議、研究集会に関する紹介
 - （8）その他...安全教育に関する書評、論文等の紹介等
4. 本誌への投稿原稿は、未発表のものに限る。ただし、学会等での発表抄録等については、内容構成等をまとめ直した場合、既発のものであっても差し支えない。なお、著者（共著者を含む）が著作権を有する等、投稿に際して支障のないものに限る。本文末に、発表時の表題、発表学会・研修会、発表年月日を記し、既発表の内容、構成等をまとめ直したものであることを明記する。
5. 原著、短報、論説、報告、資料として投稿された原稿は査読を受ける。編集委員会は、査読意見を参考として、論文の種類、掲載の可否を決定する。
6. 編集委員会は、「国際情報」担当常任理事の協力を得て、安全教育に関する国内外の動向について特集を組むことができる。内容により、本学会の会員でない者に投稿を依頼することができる。
7. 各号の原稿締切は、当分の間、当該誌の発行予定日の6ヶ月前とする。なお、修正・再投稿に時間を要する場合には、掲載が次号以降になることもある。
8. 投稿の方法
原稿は、論文投稿票を添えて、原則として電子メールにより、本学会編集委員会事務局に提出する。提出に際しては、以下の2種類の原稿を本学会指定のテンプレート（学会ホームページよりダウンロード可）を用いて原稿を作成し、いずれもPDFファイルとして、送付する。
 - ①全体の原稿
 - ②全体の原稿から著者名、所属、謝辞を削除した原稿
9. 総説、原著、論説、報告および資料は、原則として刷り上がり10頁（図表を含む。以下同じ）以内、短報は、刷り上がり6頁以内、学会紹介は、刷り上がり2頁までとする。
10. 印刷に要する費用負担
 - （1）第9に定める頁を超える場合、または、特別な編集が必要とされる図・表・カ

ラー印刷等の印刷に要する費用については、著者負担とする。

(2) 別刷り印刷を希望する場合、費用は投稿者の負担とする。

11. 原著、短報、論説、報告、資料等の掲載順は、編集委員会が決定する。原稿受理日は、編集委員会が審査の終了を確認した年月日とする。
12. 原稿の書き方は、原則として原稿作成見本(学会ホームページよりダウンロード可)に従うこと。

(1) 原稿は、和文または英文とする。

(2) 原稿は、レイアウト原稿のテンプレート(日本語版・英語版)を用いて作成する。文字の大きさ(ポイント数)、字体(明朝体、ゴシック体)、字数、行数、段組などの書式は、テンプレートの書式に従う。和文原稿は現代かなづかい、ひらがな横書きとする。英文原稿についても、テンプレートの書式に準ずる。

(3) 表題、著者名、英文表題、著者名の英語表記、Abstract、Key words、和文のキーワードの順序で書き出し、その下に、和文の要旨、本文を2段組で記述する。所属は、脚注に記す。

(4) 論文の構成等

- ① 原則として、本文の構成は、はじめに(または、まえがき、緒言、序論、問題と背景など)、方法(対象、材料、手続き、分析などを含む)、結果、考察、結論(または結語、まとめ、今後の課題など)とする。英文の場合は、Introduction、Method、Result、Discussion および Conclusion とする。
- ② 論文の内容、研究方法等により、(4) - ①の構成によらない場合は、理論展開と根拠を明確にした章・節による構成とする。
- ③ 見出しは、原則として大見出し[1, 2...], 中見出し[(1), (2)...], 小見出し[(1), (2)...]とし、

その他必要に応じて i, ii ...、a, b... を用いる。

- ④ 図・表の番号は、アラビア数字(1, 2...) を用いる。
- ⑤ 計量単位は、原則として国際単位系(SI)を用いる。
- ⑥ 文体は、平易な口語体を用いる。
- ⑦ 本文が和文の場合...英文の表題、著者名、所属、Key words (3~5語程度、表題に含まれる用語は Key words に含めない)、Abstract (200~250words 以内)・その和訳、および、和文のキーワード(3~5語程度、表題に含まれる用語はキーワードに含めない)をつける。なお、原著および論説以外は英文 Abstract を省略することができる。その場合は和文の要旨をつける。また学会紹介は英文 Abstract とその和訳をつけない。
- ⑧ 本文が英文の場合...Abstract (200~250words 以内) と 3~5語程度の Key words をつける。さらに、和文の表題、著者名、所属名、キーワード(3~5語程度)、および概要(1,200字以内)をつける。
- ⑨ 図表の表題は、原則として本文と同一の言語とし、図1、表1のように書く。
- ⑩ 図・表・写真の番号は、章別の番号とせず、それぞれ通し番号を付す。また、それぞれにタイトルを付す。

13. 文中の引用文献には引用順に番号を付け、引用文献は末尾に一括して番号順に記す。引用文献は、主要論文、著書等に絞る。論文中の引用文献番号は上付き文字で、「...である³⁾」⁴⁾、「...と報告されている^{5)~9)}」などの形式で記す。

引用文献の記載は原則として次の形式による。

(1) 雑誌の場合...著者名:表題. 雑誌名:

- 卷(号), 引用頁, 発行年. (例①, 例②)
- (2) 単行本の場合...著者名:書名. 版数(掲載がある場合のみ); 発行社の所在地名: 発行社, 引用頁, 発行年. (例③, 例④)
- (3) 書籍の分担執筆の場合...著者名: 分担執筆部分の表題. 書籍の編集者名: 書名. 版数(掲載がある場合のみ); 発行社の所在地: 発行社, 引用頁, 発行年. (例⑤, 例⑥)
- (4) インターネットから文献を引用する場合...著者名: 表題; URL. 掲載・発行もしくは更新年月日(記載がある場合のみ). 閲覧年月日. (例⑦, 例⑧)
- (5) 著者名、編者名が複数の場合、3名までは全員を記載し、4名以上の場合は最初の3名を記載し、以下「他」(日本語文献の場合)、または、「et al.」(外国語文献の場合)と記す。
- 例①...○○○男, □□□子, △△△太, 他:
小学校における安全教育に関する研究. 安全教育学研究: 5(1), 15-20, 2005.
- 例②...Young D.S., Lee D.N., Reinhardt P., et al.: Training children in road crossing skills. *Journal of Safety Training*: 19(4), 327-341, 2012.
- 例③...○○○也: 幼児の発達と安全. 第2版; 東京: 日本教育社, 56-58, 2006.
- 例④...Gillham B., Thomson J.A.: Safety training for children. 3rd ed; Boston: Routledge Inc., 112-140, 2010.
- 例⑤...○○○男: 野外活動における安全管理. △△△夫編: 学校の安全管理. 第2版; 東京: 新教育出版社, 122-140, 2003.
- 例⑥...Taylor I.E.: Political risk culture. Bennett P., Calman K. ed: Risk communication in public health.

1st ed; Oxford: Oxford University Press, 152-169, 1999.

例⑦...日本安全協会: SAFTY NEWS 第68号;
<http://www.jas.or.jp/news/mail/111101.html>
掲載 2011年5月1日 閲覧 2012年11月7日.

例⑧...Brookheaven National Laboratory: Trends in bicycle accidents;
<http://www.bnl.gov/ewms/bicycled/cident/>
Updated on Sept. 25, 2011.
Accessed on Oct. 21, 2012.

14. 掲載が決定した論文等の著者校正は、原則として初校のみとする。
15. 投稿後の原稿は、原則として修正できないが、査読後、編集委員会により内容の修正等を指摘された原稿について、著者は査読意見の指摘事項に対応するための訂正ができる。ただし、査読は3回を限度とする。
16. 本学会誌掲載原稿の著作権は本学会に帰属するものとする。
17. 本投稿規程は平成12年(2000年)7月8日から適用する。
平成18年12月9日一部改正。平成18年度より適用する。
平成20年9月13日一部改正。平成20年度より適用する。
平成21年8月3日一部改正。平成21年度より適用する。
平成25年6月18日一部改正。平成25年度より適用する。
平成27年10月7日一部改正。平成27年度より適用する。
平成31年4月23日一部改正。令和元年5月1日より適用する。